○農林水産省告示第百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県大月市賑岡町奥山字小和田二七八一、二七八一の乙、二七八二、二九五七、二九五八、二九六一、字東原二七五三、二七七八、二七八〇、二七八〇の乙

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小和田二七八一・二七八一の乙・二九五七・二九五八・二九六一・字東原二七五三・二七七八・二七八〇・二七八〇の乙（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町成島字中草四三四六・四三八二から四三八六まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四三八一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡富士川町小室字八町山五八八九の一七〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字八町山五八八九の一七〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町波高島字湯沢一一七一から一一七六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県北都留郡小菅村字菅平五八四九、五八五〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県都留市境字佐渡林一七九三、一七九三の内一、一七九四の一、一七九五の一、一七九五の内一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町大炊平字山ノ神一三一〇・一三一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三〇九、字馬込一二九四、一三〇二、一三〇六、一三〇七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）